

年次有給休暇を

活用して愛知県の 魅力に触れよう!

年次有給休暇を取得して、
家族と過ごしたり、
地域の魅力を満喫したり、
新しい働き方・休み方を
はじめましょう。



10月は年次有給休暇取得促進期間です

厚生労働省 | 愛知労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ

愛知労働局雇用環境・均等部 指導課
☎ 052-857-0312

よく働いて! しっかり休む! 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか!

Point 1 季節の風景を楽しむ



茶白山高原



祖父江町

Point 2 歴史や文化に触れる



半田赤レンガ建物



瀬戸焼

Point 3 ご当地グルメを満喫



名古屋コーチン



鉄板ナポリタン

Point 4 日々の疲れをリフレッシュ!



のんほいパーク



日間賀島

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい愛知県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

これに向けた対応策や規定整備については、愛知働き方改革推進支援センター（愛知労働局委託事業）で無料相談ができます。

事業場に訪問しての相談も受け付けております。 ☎ 0120-006-802 ✉ aichi@task-work.com